

外国における個人情報の保護に関する情報調査報告書

国名 ブルネイ

調査日

2022年10月4日

<p>個人情報の保護に関する制度の有無</p>	<p>包括的な法令は存在しない。個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。</p> <p>■ 銀行令 (Banking Order 2006)</p> <p>- URL : https://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/BLUV/BANKING%20ORDER,%20202006.pdf</p> <p>- 施行状況 : 2006年3月4日施行</p> <p>- 対象機関 : 国内の銀行事業者及びブルネイに支社・支店を有する国外の銀行事業者</p> <p>- 対象情報 :</p> <p>※ なお、包括的な法令である個人情報保護令 (Personal Data Protection Order ("PDPO")) が2022年半ばまでに制定される予定であり、制定の2年後に施行されることが予定されている。PDPO草案は、パブリックコンサルテーション手続を経ており、2021年12月3日にブルネイ情報通信技術産業局 (AITI) の回答が公表された。 (https://www.aiti.gov.bn/SiteCollectionDocuments/PDP/PRCP_AITI_03122021_FINAL.pdf)</p>																					
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EUの十分性認定 : なし</p> <p>APECのCBPRシステム : なし</p>																					
<p>OECD プライバシーガイドライン 8原則(※3) に対応する事業者等の義務又は本人の権利</p>	<p>OECD プライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <p>① 収集制限の原則 : 該当する規定は見当である。</p> <p>② データ内容の原則 : 該当する規定は見当である。</p> <p>③ 目的明確化の原則 : 該当する規定は見当である。</p> <p>④ 利用制限の原則 : 該当する規定は見当である。</p> <p>⑤ 安全保護の原則 : 該当する規定は見当である。</p> <p>⑥ 公開の原則 : 該当する規定は見当である。</p> <p>⑦ 個人参加の原則 : 該当する規定は見当である。</p> <p>⑧ 責任の原則 : 該当する規定は見当である。</p>																					
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<p>個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>-</p> <p>事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>ブルネイの権限ある機関により、例えば以下のような法令に基づく調査又は規制権限の発動として、個人データにアクセスされる可能性があります。</p> <table border="1" data-bbox="555 1160 992 1686"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>法的権限</th> <th>アクセスされる可能性のあるデータの例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚職防止法 (Cap 131)</td> <td>投資口座、銀行口座、投資信託口座、信託基金口座などの口座の調査および検査、または本法に基づく関係当局の承認を得て犯罪を犯したと思われる者に関連する帳簿、書類、その他の関連記事の提出を要求すること</td> <td>調査対象者の預金通帳または口座明細書</td> </tr> <tr> <td>移民法 (Cap 17)</td> <td>第 28 条 - 身元、国籍、職業またはこの法律に含まれる制限に関わる情報入手し、該当者が所持するそれらに関するすべての文書を要求すること 第 39 条 この法律に基づく調査または訴訟のために、証人を召喚し、文書の提出を要求すること</td> <td>入国を目的としたパスポートや身分証明書、またはそれに類する書類</td> </tr> <tr> <td>2016 年環境保護・管理令</td> <td>第 12 項 この命令またはそれに基づく規則の規定に基づく義務に関連する、または関連すると合理的に考えられるあらゆる文書の提出を要求し、そこから転写すること</td> <td>雇用契約を含む、調査対象施設の居住者の個人情報</td> </tr> <tr> <td>2018 年安全・健康・環境国家機関令</td> <td>スケジュール 1 - 職場の安全衛生、環境保護、放射線管理に関連する事項に関して、あらゆる人に情報を要求し、協力・協働すること</td> <td>労働安全関連事件に関与した個人に関する個人情報 (雇用契約書を含む)</td> </tr> <tr> <td>2019 年石油公団令</td> <td>第 47 条 石油探採掘契約の当事者である者または所有権を有する者に対し、当局が要求する情報または文書の提出を求め、当局が必要と考える情報または文書の提出を求めること</td> <td>石油産業に雇用される個人の雇用契約 (当局以外)</td> </tr> <tr> <td>2020 年競争令</td> <td>第 34 条 - 本競争令に基づき関連するとみなされる特定の文書または情報の提出を要求すること</td> <td>調査対象のサプライヤー/消費者の情報 (雇用契約を含む)</td> </tr> </tbody> </table>	法令	法的権限	アクセスされる可能性のあるデータの例	汚職防止法 (Cap 131)	投資口座、銀行口座、投資信託口座、信託基金口座などの口座の調査および検査、または本法に基づく関係当局の承認を得て犯罪を犯したと思われる者に関連する帳簿、書類、その他の関連記事の提出を要求すること	調査対象者の預金通帳または口座明細書	移民法 (Cap 17)	第 28 条 - 身元、国籍、職業またはこの法律に含まれる制限に関わる情報入手し、該当者が所持するそれらに関するすべての文書を要求すること 第 39 条 この法律に基づく調査または訴訟のために、証人を召喚し、文書の提出を要求すること	入国を目的としたパスポートや身分証明書、またはそれに類する書類	2016 年環境保護・管理令	第 12 項 この命令またはそれに基づく規則の規定に基づく義務に関連する、または関連すると合理的に考えられるあらゆる文書の提出を要求し、そこから転写すること	雇用契約を含む、調査対象施設の居住者の個人情報	2018 年安全・健康・環境国家機関令	スケジュール 1 - 職場の安全衛生、環境保護、放射線管理に関連する事項に関して、あらゆる人に情報を要求し、協力・協働すること	労働安全関連事件に関与した個人に関する個人情報 (雇用契約書を含む)	2019 年石油公団令	第 47 条 石油探採掘契約の当事者である者または所有権を有する者に対し、当局が要求する情報または文書の提出を求め、当局が必要と考える情報または文書の提出を求めること	石油産業に雇用される個人の雇用契約 (当局以外)	2020 年競争令	第 34 条 - 本競争令に基づき関連するとみなされる特定の文書または情報の提出を要求すること	調査対象のサプライヤー/消費者の情報 (雇用契約を含む)
法令	法的権限	アクセスされる可能性のあるデータの例																				
汚職防止法 (Cap 131)	投資口座、銀行口座、投資信託口座、信託基金口座などの口座の調査および検査、または本法に基づく関係当局の承認を得て犯罪を犯したと思われる者に関連する帳簿、書類、その他の関連記事の提出を要求すること	調査対象者の預金通帳または口座明細書																				
移民法 (Cap 17)	第 28 条 - 身元、国籍、職業またはこの法律に含まれる制限に関わる情報入手し、該当者が所持するそれらに関するすべての文書を要求すること 第 39 条 この法律に基づく調査または訴訟のために、証人を召喚し、文書の提出を要求すること	入国を目的としたパスポートや身分証明書、またはそれに類する書類																				
2016 年環境保護・管理令	第 12 項 この命令またはそれに基づく規則の規定に基づく義務に関連する、または関連すると合理的に考えられるあらゆる文書の提出を要求し、そこから転写すること	雇用契約を含む、調査対象施設の居住者の個人情報																				
2018 年安全・健康・環境国家機関令	スケジュール 1 - 職場の安全衛生、環境保護、放射線管理に関連する事項に関して、あらゆる人に情報を要求し、協力・協働すること	労働安全関連事件に関与した個人に関する個人情報 (雇用契約書を含む)																				
2019 年石油公団令	第 47 条 石油探採掘契約の当事者である者または所有権を有する者に対し、当局が要求する情報または文書の提出を求め、当局が必要と考える情報または文書の提出を求めること	石油産業に雇用される個人の雇用契約 (当局以外)																				
2020 年競争令	第 34 条 - 本競争令に基づき関連するとみなされる特定の文書または情報の提出を要求すること	調査対象のサプライヤー/消費者の情報 (雇用契約を含む)																				

(※1) EU の十分性認定を取得した国又は地域は、当委員会が我が国と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定している EU (EU 加盟国及び欧州経済領域の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン) の個人情報の保護に関する制度である GDPR 又はその前身のデータ保護指令に基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている国又は地域であることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できる。このような意味において、EU の十分性認定を取得した国又は地域であることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。

(※2) APEC の CBPR システム参加の前提として、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令を有していること、及び CBPR 認証を受けた事業者やアカウントビリティエージェントにおいて解決できない苦情・問題が生じた場合に執行機関が調査・是正する権限を有していること等が規定されていることから、我が国と同じく APEC の CBPR システムに参加しているエコノミーにおいては、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令と当該法令を執行する執行機関を有していると考えられるため、個人情報の保護について概ね我が国と同等の保護が期待できる。このような意味において、APEC の CBPR システム参加エコノミーであることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。なお、APEC の CBPR システムの対象は、民間部門である。

(※3) OECD プライバシーガイドライン 8原則は、OECD 加盟国はもとより国際的な個人情報保護への取組において参照される基本原則としての役割を果たし、各国が個人情報保護制度を整備するにあたっては、事実上の世界標準として用いられている。